

議会運営委員会

視察調査結果報告書

令和4年度

横浜市、熊本市

7月19日～21日

日 程 (令和4年)		7月19日～7月21日 (3日間)
調査都市		横 浜 市 熊 本 市
視 察 参 加 者	委 員 長 副委員長 委 員	佐々木 みつこ 山 口 かずさ 小 竹 ともこ 伴 良 隆 阿 部ひであき 中 村 たけし 松 原 淳 二 福 田 浩太郎 丸 山 秀 樹 小 形 香 織 太 田 秀 子
	随 行 書 記	木 村 公 彦 酒 井 彰 悠
調 査 項 目		1 議員定数・議会構成等について 2 本会議及び予・決算審査の委員会運営について 3 新議事堂の整備等の議会運営について 4 災害発生時の議会の対応について

横浜市会の主な特徴

本会議における質疑・質問

□質疑・質問の形態

- ・当初予算：予算代表質疑（交渉会派のみが行う代表制）
予算関連質疑（非交渉会派及び無所属議員も含めた代表制）
- ・その他議案：議案関連質疑
- ・市政一般：一般質問

□発言時間の持ち時間制

- ・質疑・質問は持ち時間制とし、独自の方法で算定

【予算代表質疑の例】※予算市会において1日間実施

①会議時間420分－休憩時間90分＝審議時間330分
このうち質問：答弁＝60：40とし、発言充当時間は200分となる

②発言充当時間200分÷交渉団体の議員数79人
＝1人当たりの持ち時間2.53分

③2.53分×会派所属人数＝会派持ち時間

- ・非交渉会派及び無所属議員の持ち時間については、各定例会の持ち時間を合計した時間を年間の持ち時間としている



予算・決算の審査方法

□予算・決審査委員会の設置形態

- ・全議員を半数ずつに分けた第一及び第二特別委員会を設置し、各会派半数ずつとなるよう委員を選任
- ・第一及び第二特別委員会の所管局は、それぞれ4常任委員会の所管局としている

□審査方法

- ・所管局ごとに行う局別審査と第一及び第二特別委員会の連合審査会による総合審査を実施
- ・予算特別委員会については、5日間の局別審査終了後、その詳細審査を各常任委員会へ委嘱
- ・審査委嘱された常任委員会では質疑を行い、採決は行わない

新議事堂の整備等の議会運営

令和2年5月に、円滑かつ適正な議会活動や市民に開かれた議会を実現できる新庁舎議会棟へ移転

□誰もが傍聴しやすい議会

- ・車いすをご利用の方なども安心して利用できるユニバーサルデザインを採用
- ・親子傍聴室や授乳室を新設
- ・全ての傍聴席に聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備を設置



□音声認識による発言の文字表示

- ・AIによる音声認識システムを導入し、本会議場等に設置されているモニターに、発言をリアルタイムで文字表示
- ・傍聴者の手元で文字表示を見ることが出来るタブレット端末の貸し出しを実施



□電子採決システムの導入

- ・採決結果等を表示、記録できる電子採決システムを新たに導入

□議会への関心を高める取組

- ・タッチパネルで市会の歴史や仕組みを知ることが出来る市会PRコーナーを新設
- ・市民も図書等を閲覧しやすいよう市会図書室をエントランスの直近に配置

□災害時にも継続できる議会機能

- ・災害時にも議会機能を継続できるよう議会部分の新庁舎の免震層の上部に配置



横浜市会での質疑応答

1 議員定数・議会構成等について

質問： 現行定数と令和2年国勢調査の結果を見ると、神奈川区と旭区で定数と人口の逆転現象が起きているが、どのように調整されるのか。

回答： 平成27年国勢調査では神奈川区が旭区よりも人口が少なかったが、令和2年の国勢調査で人口が逆転したところ。この結果を受け、昨年度、議員定数の条例改正を行っている。内容としては、総定数は変更せずに各区の定数を1増1減することで調整したというものである。

質問： 各区の定数に変更となった場合に、現職の議員が出馬する区を変更するという事例はあるか。

回答： 少なくとも過去2回（平成27年・31年）ではなかった。

質問： 議員定数について、選挙のたびに変更しているのか。

回答： 議員定数は人口の変化に応じて各会派間で協議しており、現定数の86人となってから次回（令和5年）の選挙も含めて3回の選挙となるが、結果として3回とも変更をしている。

質問： 議員定数を人口の変化に応じて変更することについて、各会派での協議の中で反対意見などは出ているか。

回答： どの数字を根拠とするかで結果が変わるものではあるが、行政実例でも示されている人口の変化に応じて計算するという方法をとろうということで、各会派間で協議され、結論が出ているものである。

質問： 議員定数見直しに係る団長会議に非交渉会派は参加できないようだが、非交渉会派から反対意見などはあったか。

回答： 団長会議で話し合われることはすべて非交渉会派の議員にも共有し、意見があれば伝えることとしている。令和5年選挙への定数変更について、神奈川ネットワーク運動の議員が、総定数が少ないという趣旨の討論を本会議で行ったが、計算方法については、特段反対意見はなかった。

2 本会議及び予・決算審査の委員会運営について

質問： 本会議及び特別委員会における発言時間の持ち時間制について、導入するきっかけはどのようなものであったか。

回答： 平成のはじめころまでは、最低持ち時間制という違う形で運用していたが、この制度では交渉会派のアドバンテージが少ないという声があつて議論となり、現在の議員一人当たりの持ち時間に会派人数を掛けるという計算式を用いることとなった。

質問： 質問と答弁の比率を定めているが、答弁時間はどのように調整するのか。

回答： 事務局で時間を計測してはいるが、あくまでも申し合わせ事項であつて厳密なものではない。答弁が会派によって長かったり短かったりというアンバランスが起こらないようにするための目安であり、紳士協定のようのものである。

質問： 発言時間の持ち時間制について、少数会派へのさらなる配慮ということは議論になっているか。

回答： 各定例会での持ち時間を年間の持ち時間とすることができるなどのルールで非交渉会派や無所属議員への配慮をしているところ。持ち時間が短いというのは事実であるが、それぞれ持ち時間の範囲内でどのように質問をしようかなど工夫をしているところである。

質問： 予算特別委員会では局別審査の後に常任委員会へ審査委嘱をするということだが、どのような位置づけとなっているのか。

回答： 議案を付託しているのはあくまでも予算特別委員会であり、常任委員会は質疑のみ行って意見表明や採決は行わないという位置づけである。

予算特別委員会を2部構成としてから、会派によっては自分が所属している常任委員会の所管局を審査する特別委員会に入れられないという状況となることがあり、その場合に1年間審議してきた所管局の予算編成の際に議論に加われないという現象が起きてしまうことがある。それを解消するために、特別委員会からの審査委嘱というかたちをとり、常任委員会の委員が1年間審議してきた所管局の予算について説明を受ける機会を確保したというものである。

3 新議事堂の整備等の議会運営について

質問： AIによる音声認識システムについて、誤訳などは問題とならないか。

回答： すべてを正確に文字表示できるものではなく、例えば「市会」と「視界」など、ひらがなだと同じだが漢字が違うなどの誤訳はあるのが現状である。

しかし、このようなツールを必要としている方のご意見を伺うと、一つの単語で誤訳があったとしても前後の文脈で本来の意味が推測できるということで、基本的には好評をいただいている。

質問： 電子採決システム導入のメリットは何か。また、無記名投票も行えるのか。

回答： 投票をスムーズに行えること、議員一人一人がどの議案にどういう採決を行ったかを記録に残せることなどがメリットとして挙げられる。

また、無記名投票も行うことが出来るが、運用として実施していないというのが現状である。

質問： 本会議場の議員席にマイクが設置されていないが、どのように運営しているのか。

回答： 横浜市会では基本的に議員席で発言する運用をしていない。議事進行等の動議については、マイクを使わず地声で行っている。

なお、新議事堂を整備した際にマイクを設置できるようにしているので、設置することも可能ではある。

質問： 議員席の机の下に電話が設置されているが、どのように使用しているのか。

回答： 新議事堂を整備した際に用意したものであり、議場内にいる事務局職員と連絡を取るための電話である。連絡内容としては事務的なもので、再質問を行う際に残り持ち時間を確認する場合などが多い。

質問： 常任委員会が8つに対して委員会室が6つとのことだが、運営上問題は起きていないか。また、オンラインで委員会を開催することは可能か。

回答： 8つの常任委員会を同時開催した事例はなく、運営上問題は起きていない。

また、6つある委員会室のうち1つで、委員会をオンラインで実施できるような設備を設置しており、実際に開催した実績もある。

質問： 委員会の中継はどのような形で行っているか。

回答： 委員会室に設置している2つのカメラで撮影した委員会室全体の映像を中継している。今後、発言する委員をズームで撮影するということになった時に対応できるようにするため、新庁舎整備の際にコードは延ばしてある。

熊本市議会の主な特徴

本会議における質疑・質問

□質疑・質問の形態

- ・代表質問：総括的かつ会派の政策等に関する質問
(原則、第1回定例会で実施)
- ・一般質問：議員個人が行う市政全般に関する質問
(各定例会で実施)
- ・議案に対する質疑：議案の採決前に行われる質疑



□発言時間等の制限

- ・代表質問
60分以内（答弁含む）
1会派につき1人とし、登壇回数に制限はない
- ・一般質問 ※令和3年第2回定例会より運用変更
60分以内（答弁含む）
全議員が年2回まで実施することができる
1定例会あたりの上限は24人で、1日あたり原則
3人までとしている
- ・議案に対する質疑
10分以内（答弁含まない）
登壇回数は3回以内としている



予算・決算の審査方法

□予算決算委員会・分科会

- ・平成22年より議会改革の一環として、新たに予算と決算を審査する全員参加型の常任委員会として予算決算委員会を設置
- ・予算決算委員会には、予算（当初・補正）、予算関連議案、決算議案を付託
- ・常任委員会と所属委員、所管部局等が同一の分科会において詳細審査を実施



□審査方法

- ・円滑な運営を図るための理事会において、付託議案の分科会での分担等を決定
- ・委員会において概況説明を受けた後、総括質疑（1・3定のみ）を実施
- ・各分科会において議案の詳細審査を実施
- ・委員会において、各分科会長から報告を受けた後、締めくくり質疑を実施

災害発生時の議会の対応

□平成28年熊本地震における議会の対応

- ・災害復旧及び市民生活の安定を取り戻すことを最優先とすることを決定
- ・予定されていた定例会の会期を1日間とし、被災者支援等に関する経費に係る専決処分の承認等を行ったほか、復興に関する決議や国に対して復旧復興に係る特別な財政措置等を求める意見書などを全会一致で可決
- ・震災復旧状況並びに震災復興計画に関することを調査審議することを目的とし、全議員で構成する調査特別委員会を設置（計8回開催）



□災害時に即応できる体制の整備

- ・市議会として共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的とした熊本市議会災害対策会議を設置
- ・大規模災害時の対応に向けた議員の意識向上と連絡体制の強化を図ることを目的に、震災対処実動訓練を実施



□災害発生以降の取組

- ・災害発生時の安否確認や各議員への情報提供に課題があったことなどを受け、議員への迅速かつ効率的な情報提供の手段として、自宅のパソコンやスマートフォンなどのマルチデバイス対応によるクラウドサービス（LINE WORKS）を令和3年2月より導入
- ・クラウドサービス（LINE WORKS）を活用し、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、議員が自宅等から出席できるオンライン委員会の開催に向けた環境整備を実施

※開催実績

令和3年5月 経済委員会

令和3年9月 議会運営委員会



熊本市議会での質疑応答

2 本会議及び予・決算審査の委員会運営について

質問： 一般質問について、ルール上は時間制限が60分で全議員が年2回実施できるように改正したとのことであるが、どのような経緯だったのか。

回答： 以前は1人120分で年1回ということであったが、議員から様々な事案に対してタイムリーに質問ができるように方式を見直すべきとの声があって、現在の1人60分で年2回という制度に昨年変更をしたところである。

質問： 一般質問について、全議員が年2回という制度に変更しているが、実際には各定例会でどれくらいの議員が質問をしているのか。

回答： 以前は1定例会あたり6人から10人程度という状況であった。昨年制度改正を行って1年ほど経過したところであるが、人数としては若干増えて1定例会あたり12人から15人くらいが実施しているところである。時間としてはそれぞれ60分をすべて使うことが多い状況である。

3 災害発生時の議会の取組について

質問： 災害発生以降の取組として議会のICT化があるが、議論の対象となったきっかけはなにか。

回答： 連絡体制の強化等の要因もあるが、ペーパーレス化という世の中の流れの中でタブレット端末を導入したというのが大きい。

資料がタブレット端末に集約され、冊子を持ち運ばなくてよくなったというところに各議員が利便性を感じたということが大きな要因だと思われる。

質問： 議会のICT化の取組について、慎重論はあったか。

回答： 紙が大事なんだという声は根強くあった。そういう声もある中で、いきなり紙をなくすということではなく、まずは紙とデータを併用し、各会派で議会活性化検討会という会議体の中で議論を進めてきたところ。

今でも利便性などについて様々なご意見をいただいているというのが現状ではあるが、議会独自で導入したクラウドシステムについては、特段不要という声はなかったと認識している。

質問： 議会局と執行部側でどこまで資料をやり取りできるかなど、システムの互換性はどのようになっているか。

回答： タブレット端末で資料の閲覧は可能であるが、クラウドシステムは議会独自のものであることから、執行部から各議員へ情報提供をしたいという場合には、すべて議会局に資料をいただいて、議会局がクラウド上に提供しているという状況である。執行部が直接クラウド上に資料を提供することはできない状況である。

質問： 災害発生時等にも委員会を開催できるよう規則改正等を行っているが、進めた上でのポイントなどはあるか。

回答： 国からの通知を受け、新型コロナウイルス感染症への対策として、参集が困難な場合に限定してという趣旨で改正を行ったところである。

質問： 新型コロナウイルス感染症への対策として委員会のオンライン実施を行っているとのことだが、今後、執行部側とオンラインで会議を行うことが出来るようにしていくなど、活用方法を広げていく予定はあるか。

回答： 今後より幅広く活用していくという方向性もあると思うが、オンライン会議を行うLINEWORKSというシステムが議会独自のものであることから、執行部側とのやりとりはできていないというのが現状である。まずは、会派内や会派間での会議に使用するなど、議会内部で広げていけないかという状況である。

質問： 委員会のオンライン実施を行うにあたって、Wi-Fi環境などはどのようになっているか。

回答： 各委員会室にはWi-Fi環境を整えている。委員会のオンライン実施はLINEWORKSアプリの無料通話機能を活用しているが、オンライン参加する議員自身の自宅に環境がないといけないというのが課題である。

また、タブレット端末は執行部から貸与を受けているものであり、LINEWORKSアプリをいれられないため、オンライン参加するためには、議員個人のスマートフォンやパソコンを使用していただかなければいけないという状況である。

札幌市議会運営委員会 視察調査票

(横 浜 市)

1 議員定数・議会構成等について

(1) 法定数（平成23年自治法改正までのもの）及び条例定数（これまでの推移を含む）

- ・ 条例定数 86 人
- ・ 現 員 数 85 人

選 挙 年	法 定 数	条 例 定 数
平成 3 年	100	94
平成 7 年	100	94
平成 11 年	100	92
平成 15 年	96	92
平成 19 年	96	92
平成 23 年	96	86
平成 27 年		86
令和 元年		86
令和 5 年		86

(2) 選挙区毎の人口と議員条例定数及びその格差

(単位 人)

選挙区名	令和2年国勢調査人口	現行議員定数	議員一人当たりの人口	人口比例議員定数
鶴見区	297,437	7	42,491.0	6.772
神奈川区	247,267	5	49,453.4	5.629
西区	104,935	2	52,467.5	2.389
中区	151,388	3	50,462.7	3.447
南区	198,157	4	49,539.3	4.511
港南区	215,248	5	43,049.6	4.900
保土ヶ谷区	207,811	5	41,562.2	4.731
旭区	245,174	6	40,862.3	5.582
磯子区	166,731	4	41,682.8	3.796
金沢区	198,939	5	39,787.8	4.529
港北区	358,530	8	44,816.3	8.162
緑区	183,082	4	45,770.5	4.168
青葉区	310,756	7	44,393.7	7.075
都筑区	213,132	5	42,626.4	4.852
戸塚区	283,709	6	47,284.8	6.459
栄区	120,194	3	40,064.7	2.736
泉区	152,378	4	38,094.5	3.469
瀬谷区	122,623	3	40,874.3	2.792
合計	3,777,491	86	43,924.3	86

	選挙区名	議員一人当たりの人口	格差
最大区	西区	52,467.5	1.377
最小区	泉区	38,094.5	

<p>(3) 定数算定の基準、考え方</p>	<p>議員定数については、正副議長、交渉会派の団長で構成される団長会議を中心に議論を行っている。</p> <p>≪ 区ごとの議員数算出の考え方 ≫</p> <p>直近の国勢調査の人口から、(2)の表にあるように、区ごとに、人口比例議員定数を算出している。</p> <p>(2)の表で人口比例議員定数の整数部分は確定値とし、次に議員定数に達するまで端数の大きい区順に1人ずつ加算して区ごとの議員定数としている。</p> <p>今回の場合、整数の合計は76人で、86人の定数まで残りの10人を小数点以下の端数が大きい区順に選んでいる。(例えば、端数の一番大きい港南区は、整数部分は4で、それに1加えるので議員定数は5人となる。)</p>																
<p>(4) 議員定数の見直しについて</p>	<p>本市会の議員定数は、58年度～61年度において、96人と最も多かったが、それ以降、徐々に定数を削減してきている。</p> <p>平成23年の改選期においては、厳しい財政状況の下で行財政改革を進めている本市の取組状況や、市民意識、社会の趨勢等を踏まえた上で、前期の92人から86人へ6人減を行った。</p> <p>その後、各改選期(平成27年、令和元年、令和5年)においては、(3)定数算定の基準、考え方に基づき、区ごとの増減はあるものの、定数の総数に変更はない。</p>																
<p>(5) 会派構成 (令和4年7月19日現在)</p>	<table border="1" data-bbox="628 1200 1426 1599"> <thead> <tr> <th>会 派 名 称</th> <th>人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自由民主党横浜市議員団・無所属の会</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>立憲民主党横浜市議員団</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>公明党横浜市議員団</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>日本共産党横浜市議員団</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>民主フォーラム横浜市議員団</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>無所属クラブ</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>神奈川ネットワーク運動</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ 欠員 1</p>	会 派 名 称	人 数	自由民主党横浜市議員団・無所属の会	35人	立憲民主党横浜市議員団	19人	公明党横浜市議員団	16人	日本共産党横浜市議員団	9人	民主フォーラム横浜市議員団	3人	無所属クラブ	2人	神奈川ネットワーク運動	1人
会 派 名 称	人 数																
自由民主党横浜市議員団・無所属の会	35人																
立憲民主党横浜市議員団	19人																
公明党横浜市議員団	16人																
日本共産党横浜市議員団	9人																
民主フォーラム横浜市議員団	3人																
無所属クラブ	2人																
神奈川ネットワーク運動	1人																
<p>(6) 交渉団体となる会派の条件設定</p>	<p>5人以上の所属議員を有する会派 (市会運営委員会申し合わせ・確認事項)</p>																

(7) 議会運営委員の選出方法

- ・ 委員：交渉団体会派から案分比率により選出
 - ・ 正副委員長：多数会派順に選出
- （委員長 1人）
（副委員長 2人）

※ 令和4年7月19日現在の構成

会派	所属議員数	委員割当数	正副委員長
自民党	35人	7人	委員長
立憲党	19人	4人	副委員長
公明党	16人	3人	副委員長
共産党	9人	2人	

2 本会議及び予・決算審査の委員会運営について

(1) 本会議について																										
ア 質疑・質問の範囲・形態	<p>[質疑・質問の範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案に対するもの <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>当初予算…</td> <td>予算代表質疑</td> </tr> <tr> <td>その他議案…</td> <td>議案関連質疑</td> </tr> </table> ・市政一般に対するもの …………… 一般質問 <p>[質疑・質問の形態]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">予算代表質疑</td> <td>交渉会派のみが行う代表制</td> </tr> <tr> <td>予算関連質疑 議案関連質疑 一般質問</td> <td>交渉会派のみでなく非交渉会派及び無所属議員も含めた代表制</td> </tr> </table>	{	当初予算…	予算代表質疑	その他議案…	議案関連質疑	予算代表質疑	交渉会派のみが行う代表制	予算関連質疑 議案関連質疑 一般質問	交渉会派のみでなく非交渉会派及び無所属議員も含めた代表制																
{	当初予算…		予算代表質疑																							
	その他議案…	議案関連質疑																								
予算代表質疑	交渉会派のみが行う代表制																									
予算関連質疑 議案関連質疑 一般質問	交渉会派のみでなく非交渉会派及び無所属議員も含めた代表制																									
イ 人数・時間制限の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・人数制限：質疑・質問ともに、交渉会派については会派議員数が10人までは2人、10人を超えるごとに1人を加えた人数を上限とし、非交渉会派（無所属を含む。）については1人 ・時間制限：会派所属議員数を基に比例配分（別紙1参照） 																									
ウ 説明員出席者の範囲及び主な答弁者について	<ul style="list-style-type: none"> ・説明員出席者：市長、副市長、公営企業管理者、行政委員会の長、各局長ほか関係職員 ・主な答弁者：市長、副市長、行政委員会の長、公営企業管理者 																									
エ 一問一答制採用の有無	採用していない。 (一括質疑・一括答弁)																									
オ 質疑・質問が行われる本会議日数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2定</th> <th>3定</th> <th>4定</th> <th>1定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算代表質疑</td> <td style="border: none;">/</td> <td style="border: none;">/</td> <td style="border: none;">/</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>予算関連質疑</td> <td style="border: none;">/</td> <td style="border: none;">/</td> <td style="border: none;">/</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>議案関連質疑</td> <td>1日*</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>一般質問</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td style="border: none;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>*議員改選期は、初市会となる2定の一般質問は実施しない。 *当初提出議案と別日程で追加議案が提出される場合は、これに対する議案関連質疑の日程が追加される。</p>		2定	3定	4定	1定	予算代表質疑	/	/	/	1日	予算関連質疑	/	/	/	1日	議案関連質疑	1日*	1日	1日	1日	一般質問	1日	1日	1日	/
	2定	3定	4定	1定																						
予算代表質疑	/	/	/	1日																						
予算関連質疑	/	/	/	1日																						
議案関連質疑	1日*	1日	1日	1日																						
一般質問	1日	1日	1日	/																						
カ 1日あたりの総質疑・質問時間	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑・質問ともに、答弁を含まず200分を発言充当時としている。（別紙1参照） 																									

キ 令和3年度の質疑質問者数の実績		2定	3定	4定	1定
	予算代表質疑				4
	予算関連質疑				8
	議案関連質疑	6	10* (5、5)	7* (4、3)	4
	一般質問	7	9	8	
* 追加議案の提出があったため、議案関連質疑を2日間実施。					
ク 傍聴者への対応・市民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・定員：216人 ・傍聴申込の際は、住所・氏名を所定の用紙に記載する。 ・議事日程、質疑・質問項目等一覧資料等を傍聴者全員に配付する。 ・直接傍聴のほかに、別室でモニター視聴による傍聴も行っており、モニター室の傍聴者にも同様の資料を配付する。 ・本会議の様子はインターネットで生中継しているほか、録画配信もしている。 ・日程や可決件数等について記者発表やホームページでの周知、SNS等の活用により広く情報提供を行う。 				

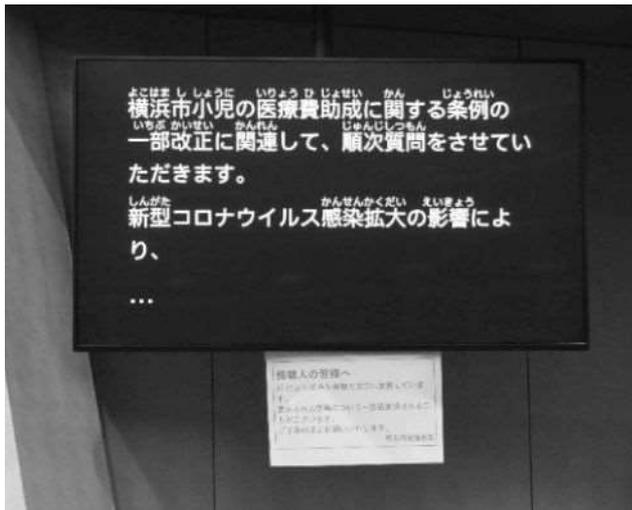
(2) 予・決算審査の委員会について																										
ア 設置形態	<ul style="list-style-type: none"> ・全議員を半数ずつに分けた第一・第二委員会を設置し、各会派半数ずつとなるように委員を選任。 ・第一・第二特別委員会の所管局は、それぞれ4常任委員会の所管局とする。 ・各常任委員長はその所管する委員会へ所属。 ・所管局ごとに審査を行う局別審査と、第一・第二特別委員会の連合審査会による総合審査を実施。 																									
イ 事前通告制の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・有：通告期間は、審査日の前々日（市の休日は除く。）の正午まで（ただし、通告期間経過後も、通告の上、各会派の上限人数及び持時間の範囲内で質問可） 																									
ウ 人数・回数・時間制限の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・人数制限：有 総合審査の質問者数は、交渉会派については会派議員数が10人までは2人、10人を超えるごとに1人を加えた人数を上限とし、非交渉会派については1人とする。 ・回数制限：無（一問一答方式） ・時間制限：有 会派所属議員数を基に比例案分した時間（別紙2参照） 																									
エ 説明員出席者の範囲及び主な答弁者について	<ul style="list-style-type: none"> ・説明員出席者： 総合審査... 市長以下関係職員 局別審査... 担当副市長以下関係職員 ・主な答弁者： 総合審査... 市長、副市長、局長 局別審査... 副市長、局長、部長 																									
オ 質疑を行う審査日数	<ul style="list-style-type: none"> ・局別審査：第一・第二特別委員会 各5日間 ・総合審査：1日間 <p>※ 予算特別委員会については、局別審査終了後、その詳細審査を各常任委員会へ委嘱</p>																									
カ 令和3年度の質疑者数の実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">決算 (令和3年3定)</th> <th colspan="3">予算 (令和4年1定)</th> </tr> <tr> <th>第一</th> <th>第二</th> <th>総合 審査</th> <th>第一</th> <th>第二</th> <th>総合 審査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>質疑者数</td> <td>50</td> <td>54</td> <td>10</td> <td>55</td> <td>53</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>							決算 (令和3年3定)			予算 (令和4年1定)			第一	第二	総合 審査	第一	第二	総合 審査	質疑者数	50	54	10	55	53	10
	決算 (令和3年3定)			予算 (令和4年1定)																						
	第一	第二	総合 審査	第一	第二	総合 審査																				
質疑者数	50	54	10	55	53	10																				
キ 傍聴者への対応・市民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会条例の規定により傍聴可能。 ・傍聴者への対応・市民への情報提供については本会議と同様。 																									

3 新議事堂の整備等の議会運営について（横浜市）

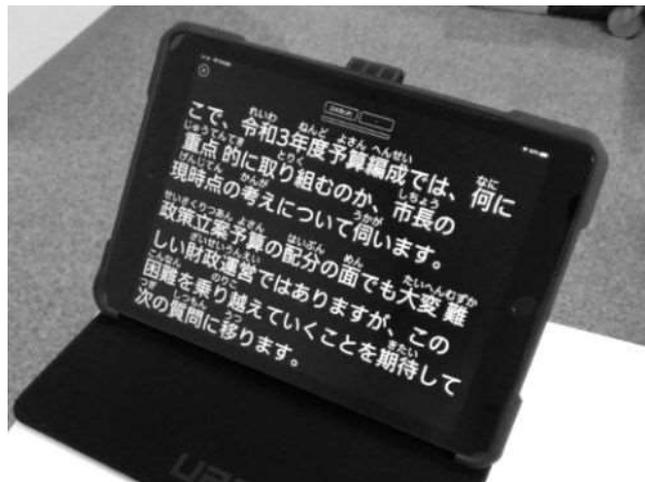
音声認識による発言の文字表示について

令和3年第1回定例会（令和3年2月1日）から、AIによる音声認識システム（「UDトーク」）を導入し、本会議場及び大会議室に設置されているモニターに、発言をリアルタイムに文字表示している。また、傍聴者の手元で文字表示を見ることができるタブレット端末の貸出しも実施。タブレット端末は、傍聴受付の先着順（本会議場2台、大会議室1台）に当日申込みを受け、貸出し。

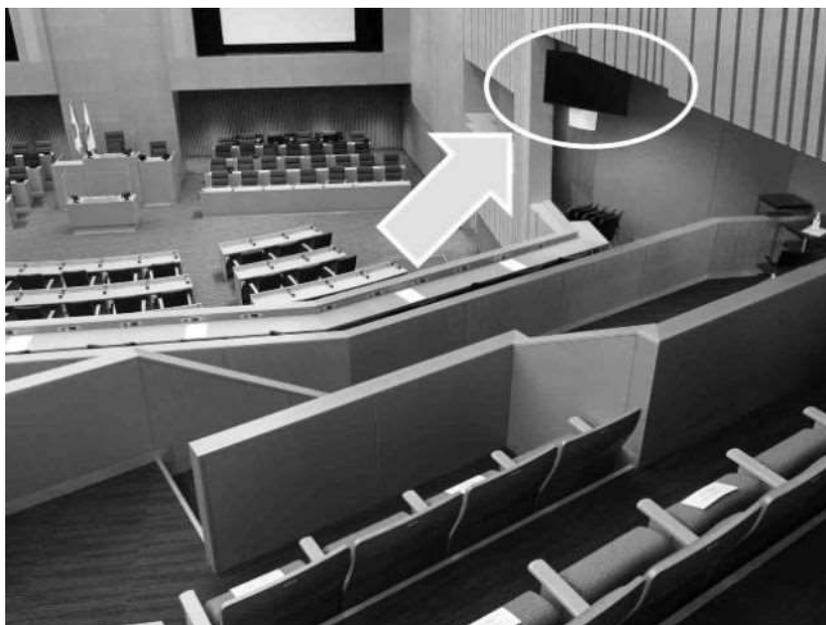
システム利用料として4年度予算額は1,104,000円



▲ 本会議場モニター



▲ 貸出用タブレット端末



▲ 本会議場モニター位置

本会議における発言時間の持時間制

- 1 予算代表質疑、予算関連質疑、一般質問及び議案関連質疑については、発言時間（答弁時間を除く。）は本会議1日単位の会派（無所属を含む。以下この項において同じ。）持時間制による。会派持時間は、下記の表のとおりとする。
- 2 討論について、1会派当たりの持時間は15分以内とする。
- 3 上記以外の発言については、議員1人当たりの持時間は、答弁時間を除き20分以内とする。

発言の種類	会派持時間	現在会派所属議員数を基に算出した会派持時間																								
予算代表質疑 予算市会及びこれに準ずる市会において1日間行う。	会議時間：420分 休憩時間：90分 審議時間：330分 発言充当時間：200分 （質問：答弁＝60：40） 各交渉団体会派の持時間は、会派所属議員数を基に単純比例配分した時間とする。	○算定方法 （発言充当時間） ÷ （交渉団体会派の現在議員数の合計） ＝（1人当たりの持時間） $200分 \div 79人 = 2.53分$ 単位：分 <table border="1"> <tr> <th>会派 (議員数)</th> <th>自民 (35)</th> <th>立憲 (19)</th> <th>公明 (16)</th> <th>共産 (9)</th> <th>計 (79)</th> </tr> <tr> <td>持時間</td> <td>89</td> <td>48</td> <td>40</td> <td>23</td> <td>200</td> </tr> </table>	会派 (議員数)	自民 (35)	立憲 (19)	公明 (16)	共産 (9)	計 (79)	持時間	89	48	40	23	200												
会派 (議員数)	自民 (35)	立憲 (19)	公明 (16)	共産 (9)	計 (79)																					
持時間	89	48	40	23	200																					
予算関連質疑 予算市会及びこれに準ずる市会において1日間行う。	会議時間：420分 休憩時間：90分 審議時間：330分 発言充当時間：200分 （質問：答弁＝60：40） 各会派の持時間は、会派所属議員数を基に単純比例配分した時間とする。	○算定方法 （発言充当時間） ÷ （現在議員数の合計） ＝（1人当たりの持時間） $200分 \div 85人 = 2.35分$ <table border="1"> <tr> <th>会派 (議員数)</th> <th>自民 (35)</th> <th>立憲 (19)</th> <th>公明 (16)</th> <th>共産 (9)</th> </tr> <tr> <td>持時間</td> <td>82</td> <td>45</td> <td>38</td> <td>21</td> </tr> </table>	会派 (議員数)	自民 (35)	立憲 (19)	公明 (16)	共産 (9)	持時間	82	45	38	21														
会派 (議員数)	自民 (35)	立憲 (19)	公明 (16)	共産 (9)																						
持時間	82	45	38	21																						
一般質問 予算市会、これに準ずる市会及び初市会を除く定例会において1日間行う。		単位：分 <table border="1"> <tr> <th>民主 (3)</th> <th>無ク (2)</th> <th>神ネ (1)</th> <th>計 (85)</th> </tr> <tr> <td>7</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>200</td> </tr> </table>	民主 (3)	無ク (2)	神ネ (1)	計 (85)	7	5	2	200																
民主 (3)	無ク (2)	神ネ (1)	計 (85)																							
7	5	2	200																							
議案関連質疑		非交渉会派及び無所属議員の定例会における発言時間の持時間については、第2回定例会から翌年の第1回定例会までにおける予算関連質疑、一般質問及び議案関連質疑の発言時間の持時間を合計した時間を年間の持時間とする。ただし、1日の発言時間については、交渉会派の5人の発言持時間（12分）を越えない範囲とし、発言通告時に申告する。その申告した時間については、発言を行った後に残時間が生じても次の日以降に繰り越さない。また、追加議案質疑を行う場合は、その日の発言持時間を年間持時間に加え、運用する。 非交渉会派及び無所属議員1人当たりの年間持時間は、次のとおりとする。																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常期</th> <th>議員改選期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2回定例会</td> <td>2日（一般・議案）</td> <td>1日（議案）</td> </tr> <tr> <td>第3回定例会</td> <td>2日（一般・議案）</td> <td>2日（一般・議案）</td> </tr> <tr> <td>第4回定例会</td> <td>2日（一般・議案）</td> <td>2日（一般・議案）</td> </tr> <tr> <td>第1回定例会</td> <td>2日（議案・予算）</td> <td>2日（議案・予算）</td> </tr> <tr> <td>非交渉会派(3人)の年間持時間</td> <td>7分×8日=56分</td> <td>7分×7日=49分</td> </tr> <tr> <td>非交渉会派(2人)の年間持時間</td> <td>5分×8日=40分</td> <td>5分×7日=35分</td> </tr> <tr> <td>無所属議員の年間持時間</td> <td>2分×8日=16分</td> <td>2分×7日=14分</td> </tr> </tbody> </table>		通常期	議員改選期	第2回定例会	2日（一般・議案）	1日（議案）	第3回定例会	2日（一般・議案）	2日（一般・議案）	第4回定例会	2日（一般・議案）	2日（一般・議案）	第1回定例会	2日（議案・予算）	2日（議案・予算）	非交渉会派(3人)の年間持時間	7分×8日=56分	7分×7日=49分	非交渉会派(2人)の年間持時間	5分×8日=40分	5分×7日=35分	無所属議員の年間持時間	2分×8日=16分	2分×7日=14分
	通常期	議員改選期																								
第2回定例会	2日（一般・議案）	1日（議案）																								
第3回定例会	2日（一般・議案）	2日（一般・議案）																								
第4回定例会	2日（一般・議案）	2日（一般・議案）																								
第1回定例会	2日（議案・予算）	2日（議案・予算）																								
非交渉会派(3人)の年間持時間	7分×8日=56分	7分×7日=49分																								
非交渉会派(2人)の年間持時間	5分×8日=40分	5分×7日=35分																								
無所属議員の年間持時間	2分×8日=16分	2分×7日=14分																								

特別委員会における発言時間の持時間制

予・決算特別委員会における各委員会での発言時間（答弁時間を除く。）は、下記の表のとおり総合審査及び局別審査1日単位の会派（無所属を含む。以下この項において同じ。）持時間制による。

会派持時間	現在会派所属議員数を基に算出した会派持時間																												
会議時間：435分 休憩時間：90分 審議時間：345分 発言充当時間：190分 （質問：答弁＝55：45） 各会派の持時間は、会派所属議員数を基に比例案分した時間とする。	<p>○ 算定方法（1委員会当たり）</p> $\text{（発言充当時間）} \div \frac{\text{（現在議員数）}}{2} = \text{（1人当たりの持時間）}$ $190 \text{ 分} \div \frac{85}{2} = 4.47 \text{ 分}$ $4.47 \text{ 分} \times \text{会派人数} \div 2 \text{ 委員会} = \text{会派持時間}$ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>会派 （議員数）</th> <th>自民 (35)</th> <th>立憲 (19)</th> <th>公明 (16)</th> <th>共産 (9)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持時間</td> <td>78</td> <td>42</td> <td>36</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位：分</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>民主 (3)</th> <th>無ク (2)</th> <th>神ネ (1)</th> <th>計 (85)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>189</td> </tr> </tbody> </table> <p>予・決算特別委員会における発言時間の持時間について、非交渉会派は、予算特別委員会又は決算特別委員会の総合審査及び局別審査における発言時間の持時間を合計した時間から、総合審査で申告した（する）時間を除いた時間の半分（端数切り捨て）をそれぞれの委員会における持時間とする。また、無所属議員は、予算特別委員会又は決算特別委員会の総合審査及び局別審査における発言時間の持時間を合計した時間をその委員会における持時間とする。ただし、非交渉会派及び無所属議員の1日の発言時間については、交渉会派の5人の発言持時間（11分）を越えない範囲とし、発言通告時に申告する。その申告した時間については、発言を行った後に残時間が生じても次の日以降に繰り越さない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>総合審査</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>局別審査</td> <td>10日（無所属議員は5日）</td> </tr> <tr> <td>非交渉会派 （3人）の持時間</td> <td>7分×11日＝77分 (77分－総合審査申告時間) × 1 / 2</td> </tr> <tr> <td>非交渉会派 （2人）の持時間</td> <td>4分×11日＝44分 (44分－総合審査申告時間) × 1 / 2</td> </tr> <tr> <td>無所属議員 の持時間</td> <td>2分×6日＝12分</td> </tr> </tbody> </table>	会派 （議員数）	自民 (35)	立憲 (19)	公明 (16)	共産 (9)	持時間	78	42	36	20	民主 (3)	無ク (2)	神ネ (1)	計 (85)	7	4	2	189	総合審査	1日	局別審査	10日（無所属議員は5日）	非交渉会派 （3人）の持時間	7分×11日＝77分 (77分－総合審査申告時間) × 1 / 2	非交渉会派 （2人）の持時間	4分×11日＝44分 (44分－総合審査申告時間) × 1 / 2	無所属議員 の持時間	2分×6日＝12分
会派 （議員数）	自民 (35)	立憲 (19)	公明 (16)	共産 (9)																									
持時間	78	42	36	20																									
民主 (3)	無ク (2)	神ネ (1)	計 (85)																										
7	4	2	189																										
総合審査	1日																												
局別審査	10日（無所属議員は5日）																												
非交渉会派 （3人）の持時間	7分×11日＝77分 (77分－総合審査申告時間) × 1 / 2																												
非交渉会派 （2人）の持時間	4分×11日＝44分 (44分－総合審査申告時間) × 1 / 2																												
無所属議員 の持時間	2分×6日＝12分																												